

13

客席等及び舞台

整備の基本的な考え方

- 客席等とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた空間をいう。
- 客席等及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる座席等を一定数以上整備するとともに、舞台への移動経路を確保する。
- 客席等の計画にあたっては、高齢者や障害者等が友人や家族といった同伴者とともに利用できるよう配慮する。
- 客席等に設ける座席は、避難出入口が円滑に利用できる位置で、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、利用者が座席を選択できるよう配慮する。
- 車椅子使用者用部分の配置は、舞台やスクリーン等へのサイトラインを確保できるよう配慮する。
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、乳幼児連れの利用者等、多様な利用者の観覧や舞台等の利用に配慮する（表外の「■多様な利用者の観覧等に配慮した望ましい水準」参照）。

整備基準		解 説	望ましい水準
(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する客席等を設ける場合は、当該客席等に設ける座席の数が400以下のものにあつては2以上の、当該客席等に設ける座席の数が400を超えるものにあつては当該客席等に設ける座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車椅子使用者用部分を設けること。		≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、劇場等、展示場、運動施設 ●最低限必要な車椅子使用者用部分は、総座席数400席以下の場合は2以上、401席以上の場合は座席数×1/200席以上 ●「座席」とは、床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア等は座席に含まない） ●同一建築物に複数の客席等を設ける場合は、各客席等の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者部分を各客席等に設ける。 一図「□同一建築物に複数の客席等を設ける場合の例」（110頁参照）	○その他の公共的施設においても客席等を設ける場合は、車椅子使用者用部分を設ける。 ○車椅子使用者用部分は、総客席数200席以下の場合は座席数×1/50以上、200席超の場合は座席数×1/100+2席以上 ○車椅子使用者用部分の床面や手すり等に、車椅子使用者用部分であることを、座席番号とともに表示する。 ○取り外しできる席を設けて、多数の車椅子使用者の利用が見込まれる場合の席数の確保など、様々な状況に対応できるようにする。
ア 設置場所	観覧しやすい位置とすること。	●車椅子使用者の同伴者用席は、車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。 ●車椅子使用者用部分が他の座席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設けること。 ●前後の座席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保すること。 ●車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮すること。	○車椅子使用者が選択できるよう、車椅子使用者用部分の数が偏ることのないよう、バランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける。
イ 広さ	幅は90cm以上、奥行きは135cm以上とすること。	●電動車椅子のJIS規格における最大寸法は全幅70cm、全長120cmである。	
ウ 広さ	1以上の車椅子使用者用部分の幅は90cm以上、奥行きは140cm以上とするよう努めること。	●リクライニング式を含む車椅子使用者に対応するため、奥行き140cm以上の車椅子使用者用部分を1以上設けるよう努めること。	
エ 床面の仕上げ	床は平らとし、表面は滑りにくい材料で仕上げること。	●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど、足を取られたり車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。	

整備基準	解 説	望ましい水準
(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。	●障害者等が容易に舞台に上がれるよう、傾斜路や車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置等により経路を確保すること。 ●舞台に上がる経路には、転落防止措置を講ずること。 ●障害者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の間に円滑な経路を確保すること。	



memo

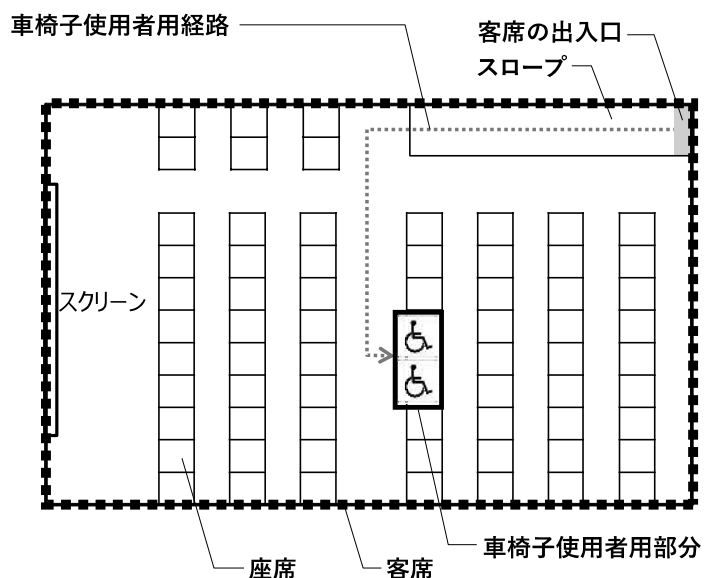
■多様な利用者の観覧等に配慮した望ましい水準

- 車椅子使用者の移乗等を想定し、一般席付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。
- 人工呼吸器や電動車椅子の充電等のため、車椅子使用者用部分のエリアには1以上のコンセントを設置することが望ましい。
- 聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障(演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供)のため、施設用途に応じて必要な設備やスペースを確保すること。
- 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室(センサリールーム等)を設ける。

□車椅子使用者用部分までの経路のイメージ

- 客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路（車椅子使用者用経路）のうち、1以上を移動等円滑化経路※の基準に適合させる。

※移動円滑化経路の基準については④廊下等を参照

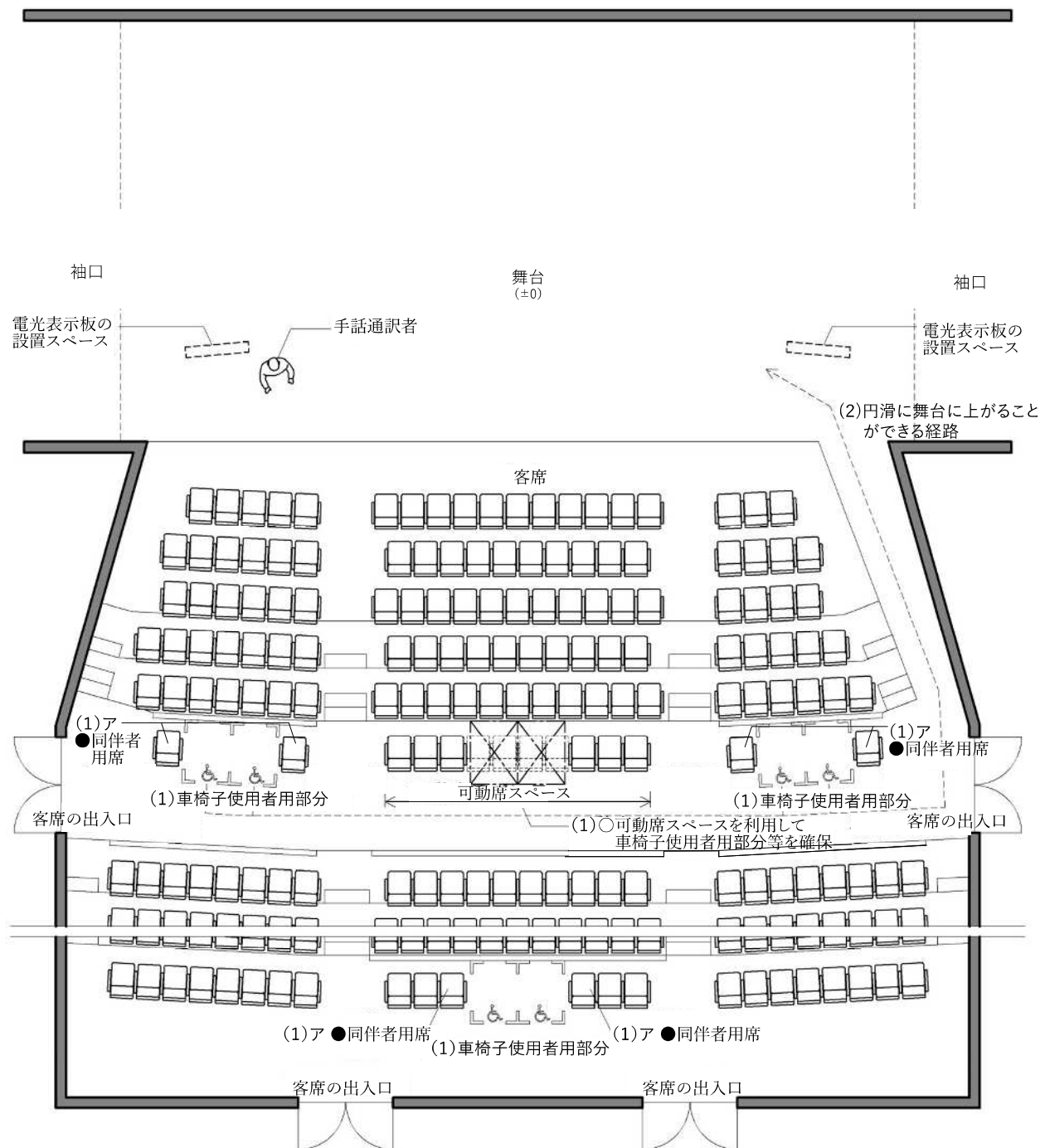


□同一建築物に複数の客席等を設ける場合の例

	複数の客席等を設ける場合								
車椅子使用者用部分の設置イメージ	<table><tr><td>客席① (200席) </td><td>客席② (200席) </td><td>客席③ (600席) </td></tr><tr><td colspan="3">ロビー</td></tr></table>			客席① (200席)  	客席② (200席)  	客席③ (600席)   	ロビー		
客席① (200席)  	客席② (200席)  	客席③ (600席)   							
ロビー									
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 客席② 客席③	200席の客席 200席の客席 600席の客席	2箇所以上 2箇所以上 3箇所以上						

資料：上図全て「バリアフリー法逐条解説（建築物） 追補版（令和7[2025]年3月）」（日本建築行政会議） p 69,70を加工して作成

■車椅子使用者用部分の位置



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-211を加工して作成



memo

■同伴者用席の位置に関する国際的な水準

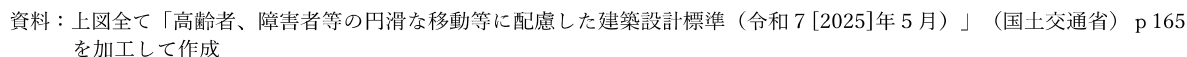
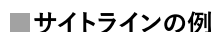
（2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月）

- ・同伴者用席は隣接する車椅子用客席と肩の位置があうように設置する。
- ・同伴者用席の床面は、車椅子使用者部分の床面との間に段差を設けないものとする。

■可動席スペースによる車椅子使用者用部分の確保

多数の車椅子使用者への対応のほか、大型車椅子の使用者、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

■ 基本寸法



- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の観覧席の各々の人が、前列の人の頭や肩を越して視焦点（フォーカルポイント（FP））を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であること、姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることを考慮し、車椅子使用者用部分は、前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とする。
- ・スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設では、車椅子使用者用部分の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインを確保できるよう計画・検討する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）（国土交通省）p166「車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法」を参照。

